

令和元年第3回

刈谷知立環境組合議会定例会会議録

令和元年12月3日

議事日程第3号

令和元年12月3日(火)

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第4号 刈谷知立環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 日程第4 議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 認定第1号 平成30年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第6号 令和元年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算(第2号)

出席議員(15名)

1番	伊藤幸弘	2番	牛田清博
3番	牛野北斗	4番	加藤廣行
5番	佐原充恭	6番	神谷文明
7番	新海真規	8番	蜂須賀信明
9番	田中健	10番	深谷英貴
11番	松永寿	12番	中島清志
13番	山崎高晴	14番	渡邊妙美
15番	山口義勝		

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者	稲垣武	副管理者	林郁夫
会計管理者	宮田孝裕	所長	加藤義富
施設運営監 兼業務課長	伊藤寿		

職務のため議場に出席した事務局職員(4名)

課長補佐兼 焼却施設係長	三浦孝則	課長補佐 (総務担当) 兼総務係長	永井篤行
主任主査	森洋喜	主任主査	生田悟詩

○議長（山崎高晴）

ただいまから、令和元年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、御了承を願います。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会、会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、2番 牛田清博議員、14番 渡邊妙美議員の両議員を指名いたします。

○議長（山崎高晴）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎高晴）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

○議長（山崎高晴）

次に、日程第3、議案第4号 刈谷知立環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案の説明を願います。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

議案第4号 刈谷知立環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

現在、臨時非常勤職員の地方公務員は、教育、子育てなど、さまざまな分野で地方行政の重要な担い手となっています。そのような中、同一労働同一賃金の考え方を踏まえながら、より適正な任用の確保や勤務条件の明確化を図るため、地方公務員法の改正により、同一の会計年度内で任期を

定めて職員を任用することができる会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月1日から施行されます。この制度改正を受け、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は趣旨で、この条例は地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるものとして定めるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

提案理由といたしましては、地方公務員法等の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

1点、確認させていただきます。会計年度任用職員の条例は、刈谷市の場合は存じているんですが、知立市ではどういう状況になっているのか、確認させてください。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

刈谷市と同様に9月議会に議案として上程され、議決されております。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

この文面ですが、条例が刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるとなっておりますが、知立市との整合性は保たれていると考えてよろしいですか。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、国から示されております条例の例に基づき、刈谷市、知立市とも制定していることから、整合性を図っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

ほかに。牛田議員。

○2番（牛田清博）

刈谷知立環境組合では、会計年度の対象になる職員は何人いて、その雇用ですね、パートかフルタイムか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

現在、当組合では臨時職員を1名雇用しております、その処遇はパートタイムでございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛田議員。

○2番（牛田清博）

会計年度任用職員は国の制度で、非常に幅広くフルタイムからパートタイムの対象になると思いますけれども、気になるのはやはり1年ごとの雇用がどうなるかということです、継続雇用は可能なかということと、今パートタイムというようにお聞きしましたので、この制度は当面パートタイムだけで運用していくのかどうか、お聞かせください。お願いします。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

会計年度ごとの雇用でありますけれども、ご本人の希望も踏まえた上で選考等による再雇用は可能でございます。当面はパートタイムで運用していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

ほかに。牛野議員。

○3番（牛野北斗）

おはようございます。議案第4号について確認させていただきます。

今、所長のほうから御説明ありましたけれども、資料のほうの第2条のところでは刈谷の会計年

任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるということ、ちょっと私が刈谷の条例等がどういうふうになっているのか、ちょっと存じ上げないので、まずそこを1点説明していただきたいというふうに、まず前提として教えてください。お願いいたします。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

会計年度任用職員の身分は、一般職の地方公務員になります。背景は、臨時・非常勤職員が、現在、教育、子育てなど、さまざまな分野で地方行政の重要な担い手となっている中、同一労働同一賃金の観点を踏まえながら、臨時・非常勤職員の任用や勤務条件を明確にし、適正に運用するため創設されたものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

今そういった御説明がございました。それで私も確認をしようかと思ったのが、先ほど牛田議員のほうからもありましたけれども、今回パートタイムの会計年度任用職員に来年度移行する職員が、現在想定では1名いらっしゃるというように今説明があったかと思えます。パートタイムで行っていくというふうに所長のほうからも御説明があったというように認識しているんですけども、改めて所長のほうから一般職へ移行化される。そして、同一労働同一賃金、また任用の明確化という国の大きな公務員労働の改正に併せて、こういった新たな会計年度任用職員制度ができるということで、パートタイムで働かれています方、非常にこのクリーンセンターの中でも仕事をされて、必要な人材かなというふうに、私は感じております。

そういった中で今回、改めてこの会計年度任用職員に移行するに当たってどのように、一番はまずは給与額が変動があるのか。ちょっと刈谷の会計年度任用職員のパートタイム労働者の給与等がどうなっているか、ちょっとわからないんですけども、刈谷知立環境組合においては今回いただいた決算書によりますと、賃金のところで大体96万円ほどですか。決算額で93万円ほど賃金としてパートタイムの方に支払いが30年度はされております。

例えば、この給与が今回会計年度任用職員のほう、国の通知等を見ますと、例えば交通費の支給ができる。あるいはボーナスも条例に定めて出すことができる。そういったことで、非常にパート職員に、パートというのか非常勤職員にとってはメリットも大きいのかなというふうに感じるんですけども、そういった給与の増額あるいは手当を新たに制定する、あるいはなくなるもの、あるいは何か業務がどのように一般職に変わるということで人事評価等の対象にもなってくるのかなと

いうふうに思いますけれども、そういった処遇や身分についてはどのように変わるのか。この組合として考えているのか。まず、その点についてお聞かせください。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

順不同でございますけれども、身分については先ほど申しましたように一般職の地方公務員であります。それから、人件費等については期末手当など支給が可能となることにより、従来と同様の勤務時間であれば増額とする想定をしております。

また、一般職と変わりはございませんけれども、人事評価の対象にはなると判断しております。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

賃金は増額になるということでした。それで今回、国の総務省のこの会計年度任用職員の資料等を私が読んだ中で、やはり、今、先ほど所長のほうからの御説明がございましたけれども、これで非常勤職員の方は公務労働において、なくてはならない存在になっているというのが一般論でありますけれども言われております。知立市でもそういったことは言われております。ではこの環境組合の中でも、こういった臨時職員を会計年度任用職員のほうに移行するという事は、その職についてはなくてはならない職なのかなというふうに個人的には思っておりますけれども、今後の雇用のあり方、任用のあり方ですけれども、基本やはり公務労働というのは期間の定めのないものを置くということが、私は原則なのかなというふうに思っております。

今回、会計年度任用職員制度が導入されるに当たって、今までの臨時職員という方も繁忙期であったりとか、本当に人員が足らなくなったときに一時的に置くという形の職員に臨時職員というのが来年度は国のほうが示しておりますけれども、今後、この会計年度任用職員雇用に当たって行ってみなければわからないところもあるんですけども、この環境組合として、今働いているパート職員を正規雇用あるいは期間の定めのない身分の安定した職員に配置をしていくのか、その辺の考え方について、この4号の質疑の最後の質問とさせていただきます。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

会計年度任用職員の制度自体が、正職員を登用する前提とした制度ではございません。正規職員となるためには、採用試験に合格する必要があります。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

ありがとうございました。

ちょっと確認させてください。新海議員、この議案第4号には賛成か反対か。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

失礼しました。議案に対しては賛成いたします。

○議長（山崎高晴）

ありがとうございました。

牛田議員も同様をお願いします。

○2番（牛田清博）

当法案はやはり、できれば正規職員というか、雇用の定めのない職員に登用していくというよう
な、やはりそういうことが必要だと思ひまして、この議案には反対をさせていただきます。

○議長（山崎高晴）

牛野議員も同様をお願いします。反対か賛成かだけで結構です。

○3番（牛野北斗）

条例については御説明いただきましたけれども、やはり期間の定めのない職員あるいは本来であ
ればパートタイムでなくフルタイム等、仕事内容を精査していただきたいというところもあります
ので、今回は条例については反対の立場です。お願いします。

○議長（山崎高晴）

わかりました。

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎高晴）

ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長（山崎高晴）

次に、日程第4、議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案の説明を願います。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の地方公務員法に新たに規定される会計年度任用職員に関し、既存の関係する3本の条例を改正するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、第3条の改正は公表の対象となる職員は会計年度任用職員が含まれる旨を定めるものであります。

第2条は、職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正で、第5条第3項の改正は字句を改めるとともに、条例中の引用条項を改めるものであります。この条に、新たに第4項として分限休職の期間は会計年度任用職員にあつては、その者の任期の範囲内である旨を定めるものであります。

第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、第3条の改正は、懲戒による減給について、パートタイムの会計年度任用職員にあつては、給料に相当する報酬がその対象となる旨を定めるものであります。

第5条第2項の改正は、条例中の引用条項を改めるものでございます。

附則として、施行期日は令和2年4月1日から施行するものであります。

ただし、第2条中第5条第3項及び同項ただし書きの改正規定並びに第3条中第5条第2項の改正規定につきましては、令和元年12月14日から施行するものであります。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、必要があるからであります。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（山崎高晴）

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

では、議案5号について御質問させていただきます。

先ほどの会計年度任用職員のところと同じく地方公務員法の改正で行われていると認識しているんですけども、人事評価のところですね。第1条人事行政の運用等の状況の公表に関する条例ということで、第1条出されております。今回、地方公務員法第22条の2の第1項第2号に掲げる者という会計年度任用職員がここに当たるわけですけども、そうしますと例えば今、臨時職員が1名いらっしゃるといことですけども、今後、行政運用の状況についてはホームページあるいは広報、知立の場合は広報ちりゅうに毎年職員が何人いるというふうに出ているんですけども、非常勤職員は出てこないんですけども、例えばその非常勤職員が何人いて、どういった仕事内容までは書いてなかったかと思えますけれども、非常勤職員が何人いるかとか、そういうことについては公表は今後どのようにしていくのか。議案書等を見ればわかる話なんですけれども、市民の方がホームページで検索をして、こういう議案を読まれるということが少ないのかなと思えますので、まずそういう、来年度会計年度任用職員が何人いるのかということについてはどのように公表していくのか、お考えをお示してください。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

公表の対象はフルタイムの会計年度任用職員でございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

わかりました。なかなかやってみないとわからない部分もあるんですけども、それで今度2条のほうの分限、職員の分限の手続及び効果に関する条例というところで、分限が今度その非常勤、会計年度任用職員には適用されると。先ほどの前の4号の質疑でも確認しましたけれども、一般職の地方公務員になるということで、この分限が対象になるということは1つ理解できるんですけども、例えば3年を超えない範囲ということなんですけれども、これはパート職員であっても基本的に考え方の確認ですけども、パート職員であってもフルタイム職員であっても同じように、この分限が適用されるということによろしいですか。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

パートタイムについては、任用期間だけが対象になるものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

もう一度その辺、その分限の、改めて分限が適用される職員は誰なのか、それで来年度、先ほど4号の質疑の中では環境組合としては、会計年度任用職員はパートタイムの会計年度任用職員が4月1日から働くということになるというように私は理解しているので、改めてこの分限が適用になる職員、正規職員の方ももちろん対象になるかと思うんですけども、その適用になる職員は誰かどの職種なのか、確認をさせてください。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

分限の対象は全員でございます。期間につきましては、会計年度任用職員の任用期間でございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

賛成ですか、反対ですか。この議案は。

○3番（牛野北斗）

会計年度任用職員制度、先ほども反対させていただきましたけれども、やはり今回については反対させていただきます。

○議長（山崎高晴）

はい、わかりました。

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎高晴）

ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長（山崎高晴）

次に、日程第5、認定第1号 平成30年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の説明をお願いします。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

それでは、認定第1号 平成30年度刈谷知立環境組合一般会計決算について、御説明申し上げます。

決算書の3ページをお願いいたします。

認定第1号 平成30年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、本組合監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

4ページをお願いいたします。

監査委員による審査意見でございます。

決算内容等について良好であり、財政運営は適正であるとされておりますので、お目直しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

平成30年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額26億2,076万6,577円、歳出決算額25億5,189万3,081円、歳入歳出差引残額は6,887万3,496円で、この金額は翌年度に繰り越すものでございます。

決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、御説明いたしますので14ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目分担金は、予算現額22億1,243万6,000円、収入済額は予算現額と同額の22億1,243万6,000円であります。内訳でございますが、刈谷市が14億2,055万2,000円、知立市が7億9,188万4,000円で、比率といたしましては刈谷市が64%、知立市が36%でございました。

次に、2款1項1目余熱ホール使用料は、予算現額101万1,000円、収入済額107万5,209円であり、これは、余熱ホール内の自動販売機7台分等の行政財産目的外使用料であります。

2項1目ごみ処理手数料は、予算現額2億2,000万円、収入済額2億3,121万6,130円、不納欠損額6万7,700円、収入未済額は16万3,370円でございます。

2目リサイクルプラザ出品手数料は、予算現額24万6,000円、収入済額25万8,600円であります。

3款1項1目繰越金は、予算現額8,703万9,000円、収入済額8,703万9,342円であります。

これは平成29年度決算における歳入歳出差額を、平成30年度に繰越金として収入したものでございます。

4款1項1目雑入は、予算現額6,714万4,000円、収入済額8,874万1,296円であります。

収入の主なものといたしまして、ごみ処理において発生した鉄、アルミなどの資源ごみ売払収入7,654万8,295円などがございます。

最下段の歳入合計ですが、予算現額25億8,787万7,000円、収入済額26億2,076万6,577円でございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目議会費は、組合議会の運営に要する経費であります。

支出済額120万9,954円、不用額113万5,046円、執行率は51.6%でございます。

18ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は組合の管理運営に要する経費で、主に職員の給与等であります。

支出済額9,954万4,213円、不用額331万1,787円、執行率は96.8%であります。

20ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は、可燃ごみの焼却及び粗大ごみの破碎処理等に要する経費であります。

支出済額17億9,743万4,358円、不用額3,097万2,762円、執行率は98.3%であります。

不用額の主なものといたしましては、委託料として運搬処理等委託料などの2,605万5,143円の残でございます。

22ページをお願いいたします。

2目余熱ホール管理費は、温水プール等の管理に要する経費であります。

支出済額9,563万6,970円、不用額46万2,910円、執行率は99.5%であります。

4款1項1目公債費の元金は、平成18年、19年、20年度のごみ焼却施設更新分、平成25年度の旧工場棟整備事業分、平成25年、26年度の余熱ホール改修事業分の借入分の償還元金で、支出済額5億1,789万1,012円、執行率は100%であります。

2目利子は、ごみ焼却施設更新借入分、旧工場棟整備事業借入分及び余熱ホール改修事業分に関わる利子の合計で、支出済額は4,017万6,574円、執行率は100%であります。

5款1項1目予備費は10万円を計上しておりますが、執行されておられません。

支出済額25億5,189万3,081円、不用額3,598万3,919円でございます。

24ページに実質収支に関する調書、25ページ以降に財産に関する調書を記載しておりますので、併せて御参照ください。

また、平成30年度の主要施策成果報告書及び不用額調べを別冊で添付しておりますので、こちら

も併せて御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

このクリーンセンター管理費の説明の中で、民間事業者の創意工夫によるコスト削減が図られているという記載があります。その内容について伺いたいと思います。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

包括委託において、民間事業者の専門的知識を生かした施設管理により、日常点検の中で設備の状況を把握し、設備の劣化や磨耗などを認められた場合には故障する前に取りかえを行うなど、長期的な視点のもと予防保全の取り組みを行っております。そのほか民間事業者による物品等の一括調達などにより、コスト削減を図っております。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

故障する前の取りかえだとか、長期的な視点のもとで予防保全に取り組んでいること。それからまた物品等は、一括調達によってコスト削減が図られているということで理解いたしました。

この認定には賛成いたします。

○議長（山崎高晴）

はい、ありがとうございます。ほかにありますか。

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

では認定区分について質疑させていただきます。

まず最初に決算書の20ページ、21ページ、併せて、22ページ、23ページについて質問させていただきます。クリーンセンター管理費の中にあります委託料、需用費等が、流用が今回行われているということが、この決算書の中にも書かれております。まず、その流用の理由について伺いたいなと思いますけれども、まず、クリーンセンター管理費におきましては、まず21ページの15節の工事

請負費が、11節の需用費から流用がされております。17万9,600円が流用されておりますので、工事請負費なので何かしら工事をして足らなかったのかなというふうに思いますが、まずどのような形でこの流用が起きたのか、どういった内容であったのか確認をさせていただきたいのと、併せて21ページ、同じくこれがちょっと気になる部分で、まず13節の委託料ですね。これが隣、次のページの2目なので、余熱ホール管理費の15節ですので、これがまた工事請負費ということで229万3,880円流用されております。この流用されたもの、これも決算書のほうを見ますと、23ページを見ますと工事請負費が当初予算では3,820万円だったのかなというふうに、ちょっと私のメモに書いてあるんですけども、今回流用がされておりますので、さらに先ほど言った1目のクリーンセンター管理費からの流用以外に同じ目の中で、11節の需用費からも流用されておまして、総額で600万円以上が流用されたということなんですけれども、この工事費はどういった工事でここまでの流用になったのか。当初の見積もりだと大分多くなっているかと思っておりますけれども、その辺については見積もりがちょっと適正であったのかどうかも含めて、説明が行ったり来たりしましたけれども、その2点を説明をまずお願いします。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

まず流用についてでございますけれども、これは20ページから23ページまで関連するものもございますので、両方とも説明させていただきます。クリーンセンター管理費内で流用については、昨年台風21号の影響により損傷したクリーンセンター工場棟屋根に対し、緊急で防水工事が必要となったため、11節需用費から17万9,600円を流用して対応いたしました。

また、クリーンセンター管理費から余熱ホール管理費15節工事請負費の流用については、ちびっこプールの温度調節器の不具合により緊急工事が必要となり、余熱ホール管理費11節需用費から371万7,000円の流用とクリーンセンター管理費13節委託料から229万3,880円を流用したものであります。

あと、見積もりは適正でございます。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

ただいま御説明いただきました緊急工事を行ったということで、予算内で済んだであろう支出、需用費が出るだろうということから流用されたということで確認しました。それで、22ページの余熱ホール管理費に関してなんですけれども、今回ただいま所長の説明ではちびっこプールですか、

その緊急工事でしたということで、改めて緊急工事ということで、内容、どういった工事だったのか、工事の内容をまず御説明いただきたいんですね。前回、昨年12月のこの定例会のときでも、こういった工事費の流用についての説明の質問をさせていただいたんですけども、非常に流用による緊急工事が多いのかなというふうには私は個人的に感じておりました、もちろん毎日市民の方が使われるプールでありますので、日々点検をして、必要なときに必要に応じてすぐ工事を行っていくということは本当に重要なことであるというふうに感じております。

そういった中で結構な金額が工事をされていくということで、このホール自体も平成26年リニューアルオープンをしておりますけれども、そもそも、できたホール自体は昭和63年ぐらいですかね、平成に入るか入らなかったぐらいにできたものだと思いますので、そろそろ大規模修繕も必要になってくるのかなというふうに感じているところなんですけれども、例えばこういういろいろな日々の不具合での修繕以外にも大規模工事というのも今後必要になるのか、あるいは必要になるとすればいつ頃になるのか。知立市においても大規模修繕に備えた一般基金というのもつくっておりますけれども、突然大きな工事がまた必要になった場合というのは、非常に財政的にもまた考えていかなければならない課題かなというふうに思いますが、その点についてはどのように認識していますか。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

通告がございませんでしたので、細かい内容までは説明できませんが、まずこのちびっこプールの温度調節器の内容につきましては、電気系統のいわゆる機械設備の中に配電盤というのがございますが、その中のものをかえたのが主でございます。

また、余熱ホール、プール関係の長寿命化、施設の再構築につきましては、今のところ検討している最中でございますので、期日等は今のところ出ておりません。期日の前にまず、どの程度の予算が必要かなど調査したうえで、その辺について説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛野議員。

○3番（牛野北斗）

わかりました。ぜひ長寿命化については検討していただいて、毎年こういう形で大きな工事が行われていくということは必要な部分ではあるかとは思いますが、長寿命化に向けた修繕についても、早目に作成していただくことが必要かなというふうに感じております。

それで今回、余熱ホールのことを質問させていただきました。それで主要成果報告書の6ページ

のところ、余熱ホール管理費について説明が書かれております。余熱ホールについては、先ほど所長の説明からもございましたけれども、指定管理をしているところでございます。民間ノウハウの活用をするということで、今年度、30年度決算を見ましてもプールの来場者数が13万9,198人ということで、前年度比で103.7%伸びてきていると。またトレーニングルームのほうも8万2,603人ということで、これも前年比で見ると106.8%に伸びてきているということで、年々伸びてきているということはそれだけ市民の方から愛されてというのか、必要で皆さん使われているのかなというように数字を見る限りでは感じているところです。そこで、改めて確認をしたいんですけども、余熱ホール管理費の委託料の中で指定管理でありますので、大きな権限等は指定管理先のほうへ行っているかと思えますけれども、安全管理についてはどのように行っているのか、その辺について確認をさせていただきたいと思えます。

なぜかと言いますと、今回私のところに相談がございました、ある障害のある身体障害のある方が補装具をつけて、左右の足の高さが手術のため違うのでバランスが取れないということで、専門の医師の診断のもとで高下駄ではないですけども、ちょっと足の高さをそろえるプール用の補装具をつけてプールに入りたいということを受付のほうへ説明をしたら管理規則上、履物を履いての使用はできませんということを窓口で言われたと。非常にその方「なぜですか」と、そこで強く質問をしたそうですけども規則なのでということで、「だめです」と言われたそうです。最終的には、御本人と施設のほうは話をされて利用することができて、御本人もまた何回かその後も来て「快適に使っているのがよかった」というふうに言っているんですけども、窓口の中でそういう例えば安全管理の判断、一概には難しいかと思えますけれども、そういう例えば障害のある方が補装具を使う場合の判断であるとか、あるいはその場ですぐ判断ができなくても「一度確認をします」とか、「早急に対応をします」ということを窓口でどこまで権限としてあるのか。また初めはその方もとても強い口調で「規則ですからだめです」というふうを受付の方から言われたそうです。例えば、指定管理でありますので民間ノウハウを活用するというで民間のおもてなしの心あるいは接遇、マナーについても非常に民間のほうがある意味、公務員労働よりもよくなってきているのかなというように思えますので、ぜひそういった部分でのマナー研修とか、そういうお客様からの苦情に対して、管理者側としてどのように指定管理のほうに指導しているのか、今後していくのかということも併せて確認をしたいと思えます。

最後にこの指定管理のあり方についてですけども、例えば、民間ノウハウを活用するというで、改めて指定管理制度を今回30年度も行っておりますけれども、メリット、デメリット、今後の改善点等どのように認識しているのか、この今の点に御説明をお願いします。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

回答の順番が順不同になりますが、まず指定管理者制度の導入の意義としましては、多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため民間のノウハウを活用しつつ、経費の縮減、市民サービスの向上を図ることです。成果としましては、平成26年度指定管理開始から利用者数が毎年伸びており、利用者数増加の理由としてニーズに合った講座や教室の開催により、利用者が定着してきていると考えております。

また、先ほど御指摘ありました靴やサンダルの着用につきましては、安全面、衛生面などの理由から原則禁止としておりますが、利用者の障害などの状況によって合理的配慮の提供等を踏まえた対応をしているところでございます。

余熱ホールの運営については指定管理者が行っておりますが、安全管理の最終判断は刈谷知立環境組合となりますので、随時情報共有し、適切な施設運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

認定について反対ですか、賛成ですか。

○3番（牛野北斗）

今回については指定管理も安全管理を行っているということと、また守っていることを併せて賛成とします。

○議長（山崎高晴）

はい、ほかには。牛田議員。

○2番（牛田清博）

同じく成果報告書の6ページについてお聞きします。

今ありましたように利用者が増えております。私も先日こちらのプール、それからジムのほうを見させていただきまして、利用者が本当にいきいきされているし、これからますます市民に広がって健康管理に役立ててもらおうということが必要かと思っておりますけれども、徐々に増えていることはありますけれども、どんな利用促進をされているのかお聞かせください。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

利用者数が伸びている理由は、指定管理者のほうでニーズに合った講座や教室の開催を行っていることが主な要因だと考えています。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

牛田議員。

○2番（牛田清博）

この間お聞きしたところでは、65歳以上の人にプールの利用料を半額にされているとか、そういう利用促進策をやったり、敬老の日の無料開放をやったりということで、年配の皆さんに広く呼びかけをしているということがありました。それはそれで、すごくいいことだなと思いますし、しかしプール1回500円ということがありますので、今後、年々高齢化にしたがって、やっぱり筋力をつけていくとか、体力をつけていく対象になりますので、今後ますます団塊の世代の人も利用していただくというふうに考えると、利用料金の見直し及び施設も大分古くなってきている部分がありますので、先ほどありましたように施設の改修を早目に計画していただいて、市民の皆さんが気持ちよく利用できるようにしていただきたいというふうに思います。

今回見させていただきましてシャワー室もロッカー室も本当にきれいで、一般のジムよりも私から見ると、清潔に維持管理されているというふうに思っていますので、引き続きそういう利用促進をしていただきたいし、広報にも割引券とか入れていただくと、より市民の皆さんが使うことができるのではないかなと思います。

そういうことで賛成であります。お願いします。

○議長（山崎高晴）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎高晴）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（山崎高晴）

次に、日程第6、議案第6号 令和元年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案の説明を願います。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

議案第6号 令和元年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算の説明に先立ち、今回の補正の概要について御説明させていただきます。

歳出につきましては、総務費、クリーンセンター管理費において、給料改定及び人事異動に伴う給料、職員手当等共済費の調整等を行うものであります。

歳入につきましては、歳出の増額に伴い補正するとともに、本年度前期の実績等を勘案して、財源を更正するものなどでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万9,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,505万3,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものとするものであります。

なお、第1表につきましては、2ページ、3ページに記載してありますので御参照ください。

詳細につきましては、補正予算説明書で説明いたしますので、補正予算説明書の6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目一般管理費は152万9,000円を増額補正で、2節給料は88万2,000円を増額、3節職員手当等は97万円の増額、4節共済費は32万3,000円の減額をお願いするものであります。

3款1項1目クリーンセンター管理費は、財源内訳におきまして特定財源500万円減額、一般財源500万円増額の財源更正であります。

次に前に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目繰越金は、先ほど認定していただきました平成30年度決算における歳入歳出差引残額6,887万3,000円を繰り入れるもので、当初予算におきまして3,000万円を計上しておりますので、今回は3,887万3,000円を増額補正するものであります。

5款1項1目組合債は、500万円の減額補正をするもので、ごみ処理施設整備事業債に該当しない工事分を減額するものであります。

最後に、1款1項1目分担金での3,234万4,000円の減額補正は、分担金を除く歳入における前年度繰越金による増額補正、組合債の減額補正及び歳出における増額補正により、両市の分担金が説明欄のとおり、減額となるものであります。

8ページからは一般会計給与費明細書といたしまして、組合人件費の補正の詳細を掲載しておりますので、御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

ちょっと補正予算と関係していない部分もありますが、今、大災害が常態化している状況であり、災害ごみの受け入れを国がいろいろな地方に呼びかけていると聞いております。そこで伺いたいのですが、クリーンセンターにはほかからの災害ごみなどの受け入れに対する余裕があるのかどうか、説明をお願いします。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

当施設におきましては、通常1日当たり180トン程度のごみを焼却しておりますが、現状の運転状況から判断いたしますと1日当たり200トン程度の焼却が可能であることから、この差である1日当たり約20トンが長期における災害ごみの受入量と見込んでおります。また、この受入量については県の災害に関する調査等にも報告しております。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

県のほうにもその20トン分の余裕があるということは報告していると伺いました。必要があれば、県からの要請も受け入れることができる態勢であることは確認できました。

念のため伺いますが、最近あるいは現在と比べていいかもしれませんが、災害ごみの受け入れに関する国からの依頼あるいは県からの依頼状況がどうなっているのかを説明してください。

○議長（山崎高晴）

所長。

○所長（加藤義富）

現在のところ、国からの災害ごみの受け入れに関する依頼はございません。

以上でございます。

○議長（山崎高晴）

新海議員。

○7番（新海真規）

ありがとうございます。これだけ災害が常態化してきますと、刈谷市もいつ災害ごみが発生する自治体になる可能性もあるわけであります。知立市も同様であります。依頼があった場合には、刈谷、知立両市民にとって非常時に対する備え、あるいは貯金のようなものであると思って、できる限り受け入れていただきたいとお願いいたします。

議案には賛成いたします。

○議長（山崎高晴）

ほかに。

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎高晴）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（山崎高晴）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 山 崎 高 晴

刈谷知立環境組合議会議員 牛 田 清 博

刈谷知立環境組合議会議員 渡 邊 妙 美